

第 42 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 28 年 8 月 5 日（金） 10：20～15：30

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、小早川光郎構成員、大橋洋一構成員、野村武司構成員、勢一智子構成員、野口貴公美構成員、伊藤正次構成員

〔政府〕 池田憲治内閣府地方分権改革推進室次長、横田信孝内閣府地方分権改革推進室次長、五味裕一内閣府地方分権改革推進室参事官、荒木健司内閣府地方分権改革推進室参事官、宍戸邦久内閣府地方分権改革推進室参事官、五嶋青也内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 28 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 5：「特別養護老人ホーム」と「障害者向けのグループホーム」の合築に関する規制緩和（厚生労働省）>
（高橋部会長）まず、当該基準は参酌すべき基準であるが、省令には「入所施設の敷地外にあるようにしなければならない」とかなり断定的な書き方になっている。さらに、解釈通知には「最低限度の基準を定めたものである」と明記されており、かつ第13において「都道府県知事が確認することを求めたものである」と明記されていることを鑑みると、当該基準と異なる基準を条例で定めるのは、都道府県にとって難しいのではないかと考えるが、その辺はいかがか。

（厚生労働省）実際、当該基準の趣旨を理解し、地域の実情に応じて省令とは異なる基準を条例で定めている自治体もあることから、都道府県の能力を低く見る必要はないと考える。

（高橋部会長）具体的には、どこの自治体が省令と異なる基準を条例で定めているのか。

（厚生労働省）例えば香川県では「利用者の家族や地域住民との交流の機会を確保する上で特別な支障がないものとして規則で定める場合は、この限りではない」と定めており、岐阜県では「入所施設または病院の敷地内にあることが適当であると知事が認める場合は、この限りではない」と条例で定めている。

（高橋部会長）事務局は、香川県と岐阜県の条例について把握していたか。

（荒木参事官）香川県と岐阜県の条例については承知していない。

（高橋部会長）それでは香川県や岐阜県の条例については事務局に確認していただく。ただ、すでに合築を行っている広島県等の条例を見ても、当該基準と同じ書きぶりになっていることから、広島県等においても条例の解釈や運用面等に苦労しつつ、合築を認めているようである。よって、都道府県等に対して地域の実情において合築することが可能である旨を周知していただけないか。

（厚生労働省）特別養護老人ホーム、あるいは障害者向けグループホームは多くつくっていかねばならないと考えており、今回の提案が特別区において特別養護老人ホームや障害者向けグループホームの整備を進めていくためのものであることから、自治体が社会資源の整備をする上で条例の解釈や運用面に苦労しているということであれば、省令や解釈通知は地域の工夫を妨げるものではない旨を周知することはやぶさかではない。

（大橋構成員）地方公共団体の自由度を高めるために「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3つの基準を定めたにも関わらず、当該省令においては、同じ条文の中に3つの基準が混在しており識別がつきにくく自治体の誤解を招きかねないので、その区分が明確になるように省令の見直し又は通知等で当該区分を明確にさせていただきたい。加えて、解釈通知においても参酌すべき基準に適合した表現にさせていただきたい。

（厚生労働省）もし自治体が3つの基準について十分理解されていないということであれば、それを説明するのはやぶさかではないが、3つの基準について誤解がないように自治体の方にもしっかりと勉強していただきたい。

（大橋構成員）提案を受けている中で目についた点であるが、今回の案件に限らず、他の厚生労働省令にお

いても同じ条文の中に複数の基準が混在しており識別がつきにくいいため、現場に誤解が生じているという例がある。一方で、省令において3つの基準を明確に書き分けることで誤解を生まずに運営しているところもあるので、3つの基準を明確にするための改善努力は必要ではないか。

(厚生労働省) 一般論として承知した。

(高橋部会長) 参酌すべき基準の場合には、参酌すべき基準であることを踏まえて運用する旨を記載する等、解釈通知の表現を3つの基準に応じて書き分けることはできないか。

(厚生労働省) 自治体がどの程度理解できていないのかということ踏まえる必要があると考える。

(高橋部会長) 解釈通知には、3つの基準の違いが明確にわかるような配慮は当然あってしかるべきではないか。

(厚生労働省) 問題提起としては承知した。

(高橋部会長) 解釈通知の最初の方に「最低基準」と明記されているため、解釈通知全体を「従うべき基準」と受け取ってしまう等、多くの誤解が生じている可能性があるのではないか。

(厚生労働省) わかりやすく伝え、誤解が生じないようにするということが重要であると考え。

(高橋部会長) そう思うのであれば、3つの基準が明確にわかるように解釈通知を工夫していただきたい。解釈通知の書きぶりを変えることは可能だと思う。よって、事務局ともよく相談して、2次ヒアリングまでに調整していただきたい。

(小早川構成員) 現行の解釈通知の文言は、3つの基準の仕組みが導入される前からの文言か。それとも、導入した際に新たな文言に変更したのか。

(厚生労働省) それについては確認する。

(小早川構成員) もし導入以前の文言であるならば、3つの基準の区分に合わせた書き方に変更する必要があると考える。

(高橋部会長) そこは前向きに検討いただきたい。

(勢一構成員) 障害者向けグループホームは住まいであり、入所施設のつけ足しであってはならないという趣旨については、自治体も非常に重要なこととして受け止めていると思う。その趣旨を尊重するならば、参酌すべき基準であることのみをもって、省令と異なる基準を条例で定めるとするのは、自治体にとって難しいように思うため、自治体において地域の実情に応じて判断するのが望ましいとの考えであるのならば、その旨が明示的にわかるようにお示ししていただきたい。

(厚生労働省) 大体同じような意見だと思うので、受けとめて帰りたい。

(高橋部会長) では、検討をお願いしたい。

<通番 17：指定障害児通所支援事業者の指定等の権限の都道府県から中核市への移譲（厚生労働省）>

(高橋部会長) 今後の検討に係る具体的なスケジュールについては想定しているか。

(厚生労働省) 平成 27 年に、指定一般相談支援事業者の業務管理体制に係る届出の受理、勧告、命令等の権限の中核市への移譲について宇都宮市から提案があり、当該提案は、27 年度に都道府県から指定都市に権限が移譲されている状況も踏まえ、中核市から意見を伺った上で、中核市に移譲する方向で検討し、28 年度中に結論を得るとのスケジュール感になっている。そのため、本提案についても、27 年の提案と同様のスケジュール感で、28 年に指定都市への移譲の状況も踏まえ、中核市の意見を伺った上で検討を進めていくものと考えている。

(高橋部会長) 平成 27 年の提案に対する検討と並行して、本件の検討を進めることはできないのか。

(厚生労働省) 都道府県に対する技術的助言としての実地指導を行う中で、中核市に伺った際に、平成 27 年の提案に対する意見を徴収しているため、28 年度に、同様の機会を通じて中核市から意見を徴収することを考えている。

(高橋部会長) 平成 27 年の提案について、そのようなスケジュール感で検討を進めることについて、事務局と調整しているのか。

(厚生労働省) 平成 28 年度中に結論を得るとしている。

(池田次長) 平成 27 年 12 月に閣議決定した対応方針では、「平成 28 年度」ではなく「平成 28 年中」となっている。これは、今年末の対応方針の閣議決定の際には、一定の方針を明記する前提としているものである。

(高橋部会長) それでは、今年中に結論を出すということか。

(厚生労働省) 決められたスケジュールに沿って進めていきたい。

(高橋部会長) 承知した。要するに、平成 27 年の提案については、決められたスケジュールに乗って検討を進めているため、今回の提案の検討を、そのスケジュールに乗せることは困難で、29 年度に 27 年の提案と同じ形で進めたいということか。

(厚生労働省) そのような形で考えている。

(高橋部会長) 承知した。平成 27 年の提案は、一律移譲の方向で検討しているのか。

(厚生労働省) 手挙げではなく、中核市に一律移譲する方向で検討している。

(高橋部会長) 承知した。今回の提案についても横並びということか。今回の提案について、成人の障害者ではなく、障害児という点で特殊な事情があるか。

(厚生労働省) 子供は成長、発達する存在で、家族を含めての支援が必要という点で、成人の障害者と異なり、児童相談所の関与が必要な場合が考えられるため、そのような点も含め、子供の人権にも配慮しつつ進めていく必要がある。

(高橋部会長) その際も、各中核市や中核市市長会とよく相談した上で、方向性を検討していただきたい。

(厚生労働省) 承知した。子供の特色等を踏まえながら、中核市から慎重に意見を伺いたい。

<通番 18：民生委員とは別の者が児童委員になることができるよう見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 「民生委員又は児童委員いずれかの職務に重点的に取り組むが可能」とあるが、例えば重点的に児童委員に取り組む者が配置された地区については、重点的に民生委員に取り組む者を配置、兼務させないと民生委員としての職務をフォローできないのではないか。その場合の調整方法を御教示いただきたい。

(厚生労働省) その場合は隣接する地区の民生委員とシェアすることや、民生委員同士で地域を乗り入れる運用などが考えられる。この点は運用で禁止しているわけではないが、統一的に定めているものでもない。

(高橋部会長) そうであるとすれば、現行制度でも、児童委員に重点的に取り組む者と重点的に民生委員に取り組む者が、同一世帯に訪問することはあり得るのではないか。

(厚生労働省) そのような場合にはあり得る事態ではある。しかし、最初にある世帯に接触する際に、民生委員と児童委員を兼務していることにより、どちらの立場であるか関係なく世帯の問題と向き合える。世帯を訪問して、子どもの問題として取り組んでいた相談が、就労支援、生活支援といった親の問題であったということもある。その場合に地区を担当する民生委員に引き継ぐことや重点的に民生委員に取り組む者に引き継ぐなど運用は様々考えられる。

(高橋部会長) 現行制度で連携が行われており、不都合な点もないということであれば、連携を前提にして、明確な連携方法を定めれば、同一世帯への重複訪問は、制度設計上の懸念にはならないのではないか。

(厚生労働省) 制度創設から 70 年来、民生委員と児童委員の兼務で運用してきた。児童虐待の問題も、実は親の問題であったというケースもあるため、児童委員のみを切り離すことはできない。

(高橋部会長) 一律の切り離しを提案しているものではない。民生委員と児童委員の兼務制を前提にして、民生委員と児童委員を切り離すことを可能にしてほしいという提案である。

(厚生労働省) 制度創設 70 年来、一体で運用しており、また工夫もできるようになっている。具体的な不都合やニーズについて、地方自治体から聞いていない。

(大橋構成員) 制度創設時から運用してきて、担い手が確保できないという中で、児童委員だけであれば引き受けてもいいという申し出があっても、必ず民生委員と兼務でなければならず、また、民生委員も推薦が必要であるなど、外部から参入しにくいという実態がある。現行の方法以外にも、児童の問題に詳しい者をリクルートして、民生委員とは別に組み込んでいただき、連携を取るという仕組みとすることもあり得る。また、そのことによって、担い手を確保し、児童問題に対処したいという行政需要、現場からの要請が出されているのである。

(厚生労働省) 民生委員、児童委員のリクルートについては、各自治体が様々工夫して取り組んでいる。児童の問題に詳しい者をリクルートするルートを上手く使っていただき、民生委員・児童委員として委嘱し、具体的な職務として運用上の工夫をすることは可能である。

(大橋構成員) 実際に、児童委員だけを引きたいと考えた者が、地方自治体に問い合わせたところ、民生委員の推薦、委嘱手続が必要ということで断念したケースもあると聞いている。現行制度上、児童問題に詳しい者を選任しようとしたときに、どうしても民生委員との兼務制度のために、地方自治体が児童委員を委嘱する間口が狭くなっている。その点の見直しを検討していただけないか。

(厚生労働省) 児童の問題に詳しい者を民生委員として選任する際の、推薦の在り方というのは検討する必要があるかと考えるが、活動していく上で、子どもの問題と世帯の問題というのは切り離しにくい。運用によって民生委員、児童委員のいずれかを重点的に取り組む工夫をするといった仕組みの方が、地域にとって体制を組みやすい。

(大橋構成員) 他の行政領域と比較して考えると、一つの所管課が複数の任務を担当している場合、一人の行政担当者が複数を担当というのは、専門分化や複合化が進んでいることから、難しい。複数の任務を人的に切り分けて担当させた上で、連携して実施することは十分あり得る方策であるが、それが現行制度では採用できない。70年間は兼務制度で良かったのかもしれないが、現場から懸念が示されているので、一歩進めた制度設計をしていただきたい。

(厚生労働省) 今のところ広島市以外の自治体からは聞いたことがない。経済財政諮問会議で、厚生労働大臣から発言があったが、地域の中での福祉の縦割りを排した支え合いを構築しようとする中で、民生委員はそもそも地域のよろず相談窓口としての役割を期待している。縦割りを前提とした仕組みを構築することは、現在の厚生労働省の立場としては疑問があるところ。現状は兼務制度を前提としながら、運用実態の中で工夫していく必要がある。

(野村構成員) 子ども問題として関与していたケースが、世帯の問題でもあったというケースがあるのは理解する。しかし、民生委員の構成年齢層は60代後半が多く、子ども問題として最初に接触する場合には、児童委員として40代、50代の年齢層が担当することが望ましいと考えても、民生委員との兼務は引き受けられないので、その点を柔軟に運用し、かつ、目に見える形にしてほしいという提案である。子どもの問題として接触したケースが、実は世帯の問題だったという場合には、むしろ、児童委員と地区担当の民生委員など複数の担当者で関与した方が良いと思われる。機能を分けて専門化するよりは、複合的に関わる前提として専任の児童委員を置く意味はある。運用の工夫で可能とのことが、規定上は拘束的なので「兼務ができる」という規定にしてはどうか。工夫を活かせる前提を後押しすべきである。

(厚生労働省) 民生委員・児童委員は、民間奉仕者であるので、専門的な相談を行う児童家庭センターなどになぐことが職務であると考えている。役割としては、児童の問題にも世帯の問題にも関わられるようにした方が活動しやすいと考える。子どもに対するアンテナを多くするという趣旨は同感である。

(野村構成員) 提案に対する結論としては、どのようになるのか。

(厚生労働省) 提案に対する結論としては、冒頭述べたように、民生委員、児童委員いずれかの職務を重点的に担うことは運用で禁止していないので、そのような運用で対応していただくものとする。

(高橋部会長) 民生委員・児童委員の兼務において、児童委員の職務のみを行うのは違法か。

(厚生労働省) 職務の結果として、児童委員のみに関することをやったということだけでは、直ちに法令違反となるわけではない。限界事例として、関わった家庭で生活保護の相談があった場合に全く対応しない場合には疑義があるが。

(高橋部会長) であるから連携を前提にして、児童委員の職務のみを行う者が、世帯に関する相談を地区担当の専ら民生委員の職務を担当者につなぐのは違法なのか。

(厚生労働省) その場合は、連携の一つのやり方として違法ではない。

(野村構成員) 子ども問題として関与した者が、世帯の問題には全く対応しないというのは、現実的にあり得ないとする。児童委員を専門化したからといって、截然と区別されるような活動を行うのではなく、地区担当の民生委員と連携を図ることは十分にあり得る。運用しやすくするために「兼務することができる」という規定にした方が、担い手を確保しやすいので、それを後押しする制度改正をすべきということである。

(高橋部会長) 民生委員の担い手が高齢化し、子育ての問題などに入りにくいということがある。子どもの問題が重要視される中で、子どもの問題の担い手を確保する方策について、提案を踏まえ、検討いただきたい。

(小早川構成員) 二つの職を別々に法律で規定しながら、必ず兼務させる趣旨は何か。地方自治体が、必要となるコストも踏まえた選択により、専門の担い手をそれぞれ配置し、調整の仕組みも構築しようとするに対して、なぜ必ず兼務させなければならないという仕組みを置くのか。70年来実施してきたという理由以外見えてこない。

(厚生労働省) 70年来実施してきたという理由だけではなく、子どもの問題や世帯の問題など複数の問題が絡むので、別々の者が別々に訪問する仕組みではなく、一人が訪問する仕組みがよいというのが、制定当時の理由であり、それを前提に活動が組み立てられ、地域で委嘱されてきたということがある。

(高橋部会長) 制定時は当時の状況を踏まえ、制定したので、70年経過しているのので改めて検証が必要なのではないか。

(厚生労働省) 時代の変化に対応する形で、要保護児童対策協議会や地域子ども・子育て拠点事業など行政サービスの充実を進めているところである。民生委員・児童委員だけでなく、そういった事業と組み合わせるべきであると考えます。

(勢一構成員) 民生委員と児童委員を兼ねることの理由については理解した。しかし、今回、広島市から現場での問題を踏まえて、提案いただいた。地域により人口構成も異なるし、子育ての取組も異なる。制度所管省庁として、理念を踏まえたあるべき制度について、広島市以外に全国の状況を調査すべきである。また、運用の工夫を示しているが、その成果が出ているのか、出ているのであれば広島市に紹介することも考えられる。全国的な動きを御教示いただきたいし、必要であれば調査していただきたい。

(厚生労働省) できる範囲で調査してまいりたい。本日お示しした弾力的な運用も、それほど長い期間が経過しているわけではないが、地方自治体に御理解いただけていない点があれば、改めて周知してまいりたい。

(野村構成員) 高齢の民生委員が、子どもの問題に対応不能になっている状況もある。

(高橋部会長) その点も含めて、次回のヒアリングに向けて事務局と調整の上、実態調査をしていただきたい。

<通番 16：都道府県が行う「放課後児童支援員認定資格研修」に関する受講免除等の要件緩和等(厚生労働省)>

(高橋部会長) 「放課後児童支援員認定資格研修」については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、「都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない」としか規定されておらず、放課後児童支援員等研修事業実施要綱でも、科目名称等を示しているのみである。研修内容を具体的に示していないため、研修内容の認定や科目の重複については、実施主体に判断を委ねたとしても、仕組みに反しないのではないかと。

(厚生労働省) 御指摘のとおり、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準では、都道府県知事が行う研修を修了することまでしか求めていない。科目の具体的な内容等研修の詳細は都道府県認定資格研修ガイドラインに示している。

(高橋部会長) 都道府県認定資格研修ガイドラインにも科目名称しか記載していないのではないかと。

(厚生労働省) 教科書の指定や研修の具体的な内容等にまで踏み込んで定めているものは今のところない。

(高橋部会長) その場合、研修の実施主体が、重複している科目について免除可能と判断できる余地があるのではないかと。

(厚生労働省) 認定資格研修を他の研修と二枚看板で実施してはならないというわけではない。放課後児童クラブの安全確保に関する研修として実施し、認定資格研修の受講者以外にも門戸を開いて、放課後児童クラブの一般職員や行政職員が受講しても差し支えないとすることは可能と考える。

(高橋部会長) 過去に認定資格研修とは位置付けられていないが、同じ内容の研修を受講している場合、内容が重複していることを理由に、免除しても構わないと判断できるのではないかと。

(厚生労働省) 都道府県に対し、平成27年度に都道府県認定資格研修ガイドラインを示しており、27年度より前に実施した研修については、認定資格研修と位置付けられているかどうかの判断が難しいため、一概には判断できない。

(高橋部会長) その場合でも、研修の実質的な内容で判断できるのではないかと。講師、教科書、講義内容等が同じであれば、認定資格研修と位置付けられていなくても、同じ研修内容と判断できるのではないかと。いずれにしても、重複しているかどうかの判断は、研修の実施主体である都道府県に委ねられているのではないかと。

(厚生労働省) そのようなケースを一律に排除しているものではない。ただし、その際には、どの範囲まで認めるかという問題もある。例えば、平成26年度に、現在の認定資格研修と同じ講師及び教科書で実施し、受講記録が残っている研修をどのように扱うのかということは、直ちに判断できないが、一考の余地はある。

(高橋部会長) 判断基準については、事務局と相談していただきたい。いずれにしても、その程度の判断の余地が、この制度には含まれているのではないかと。

放課後児童支援員等研修事業実施要綱は、放課後児童支援員認定資格研修事業に対する補助基準で、国が2分の1補助という理解で差し支えないかと。

(厚生労働省) 然り。

(高橋部会長) 国が2分の1補助ということは、半分は自治体の負担になるので、最低限度の研修内容は、国が

設定したとしても、自治体にもある程度の判断の余地があるのではないか。そのような観点から、放課後児童支援員等研修事業実施要綱では科目名の提示までにとどまっているのではないか。

(厚生労働省) 補助率が2分の1ということを経由に、研修科目の内容を具体的に定めていないわけではない。

(高橋部会長) 放課後児童クラブの利用者を30万人分新たに確保することを目指す「放課後子ども総合プラン」が示されており、国としても自治体と協力して、確保が進むよう努力することが求められており、そのための支障をなくすことが重要ではないか。自治体が、事業の実態を踏まえて、提案しているので、放課後児童支援員を増やすために、研修の在り方を考えるという視点はあり得るのではないか。

(厚生労働省) 放課後児童クラブは、昭和51年から都市児童健全育成事業として実施しているが、従事する職員の質の確保という観点からの取組が必要ではないかと長年指摘されてきた。認定資格研修は、放課後児童支援員として従事する際、一定の知識を修得していただくために、制度化したものであり、研修の受講は、質の確保の観点から重要。一方で、保育士等の有資格者については、一部科目の免除を認めている。具体的には、子ども・子育て支援新制度に基づく5年間の第1期事業計画に合わせて経過措置を講じており、放課後子ども総合プランも、その期間に合わせた内容となっている。経過措置も踏まえて、事業がどの程度進捗しているのかということ把握した上で、次期事業計画を検討する必要がある。さらに、放課後児童支援員又は補助員を確保していく上で、処遇の問題が保育士と同様に問題視されていることから、処遇改善のための加算事業も実施している。平成27年度は、全国で約180市町村しか取り組んでいただけていないが、処遇改善を通じて職員の新規採用、定着を目指していくことが重要と考えて取り組んでいるところである。

(高橋部会長) 経過措置について、中間的な見直しをする余地はないのか。

(厚生労働省) 第1期事業計画の後半に進捗状況を把握することを検討中。具体的には、平成31年度までの事業計画期間のため、30～31年度に調査・検証を行う予定である。一方で、学童保育の関係者からは、現場での活動の充実のためには、研修の拡充が必要という意見もある。

(高橋部会長) 制度全体の枠組みを見直してほしいということではなく、過去の研修の実績をどのように生かすのかという提案なので、制度全体の検証とは別に、調査を行い、経過措置や科目免除の範囲の拡大を検討する余地はないか。

(厚生労働省) 科目免除は経過措置ではなく、研修そのものの仕組みとしてビルトインしている。現在、一部科目の免除を認めている保育士等については、資格として修得している知識と研修の内容を突合した結果に基づく措置のため、直ちに見直す余地は少ないのではないか。一方で、現在、実施している研修のうち、例えば、子育て支援員研修修了者で、かつ放課後児童クラブで継続的に勤務している方についても、2年間の勤務を満了しないと認定資格研修を受けられないのかといった問題や、現在の制度ができる以前に、内容、講師、主催者のいずれも同じ研修を受講していた場合に、同じ科目を再度受講するのかという問題は、別途検討すべき課題ではないか。

(高橋部会長) その点について、見直す余地はないか。

(厚生労働省) 現在の研修内容の免除範囲を拡大するには、相当の検証が必要で、むしろ研修自体の拡充を求める意見もある中では難しいのではないか。ただし、他の研修の類似の科目を既修として認めるか否かは、平成31年度まで待たなければならないという話ではない。我々も各都道府県の状況をつぶさに把握しているわけではないので、直ちに結論は出せないが、性質が違うということは認識している。

(高橋部会長) 認識が共有できたのは重要なことなので、検討をお願いしたい。また、経過措置の終了は、影響が大きい問題だが、単純に経過期間終了後に措置を打ち切った場合の影響をどのように考えているのか。

(厚生労働省) 子どものためのサービスの質を確保するために、共通知識を身に付けてもらう趣旨で始めた研修なので、経過措置期間中に対象者の全てに受けていただきたいというのが基本的な立場。とはいえ、平成31年度初頭までの受講終了状況を把握した上で、扱いを考えていくべき問題と認識。当該制度以外にも経過措置が設けられている例があるが、経過措置期間を機械的に終了するのか否かは、対応の進捗状況等を踏まえて総合的に勘案した上で判断することになるので、現段階ではっきりとは申し上げられない。

(高橋部会長) 放課後児童支援員は、子育て支援員等の補助員の支援も行いながら業務を行っており、多忙のため、研修の受講もままならないという状況である。認定資格研修のような定型的な研修ではなく、資質向上研修でのスキルアップを評価していくという方法も考えられるが、検討の余地はないか。

(厚生労働省) 認定資格研修は、放課後児童支援員として働くための入口として必要な研修であり、その意味では、全ての方に受講していただきたい。これまで勤務経験を有する方も、経験を言語化し、体系的に学んでい

ただために、一定の科目の受講は必要。一方で、認定資格研修と資質向上研修の二枚看板で行うことまでは禁じていない。認定資格研修の一部に、放課後児童クラブの補助員等も参加者に含めて、同じ研修を行った上で、実施主体である都道府県が認定資格研修として必要な内容を備えていると判断されるのであれば、認定資格研修として位置付けることは差し支えない。

(高橋部会長) 都道府県に対して、そのような見解を提示しているのか。

(厚生労働省) これまで、そのような相談を受けていないため、提示していない。また、そのような方法もあるのではないかと例示したものであり、実際の運用状況は、必要があれば調査、検証していきたい。

(高橋部会長) 都道府県の提案を踏まえた見える化は、重要なので、その足掛かりとしてお聞きしているということをお聞きいただきたい。

(大橋構成員) 科目を設定する際に、関係審議会にも諮ったとのことだが、その際、研修を運用する自治体の意向も把握したのか。自治体から、研修内容の重複、勤務経験を有する方の実績に応じた科目免除の余地、科目の必要性等について、見直しを求める提案がなされていることから、自治体の意向を把握し、制度設計をより現場に即した形にしていく余地はないか。従来、国が関与していなかった領域に、新たな仕組みを整備したとのことだが、その内容と現場のニーズとのかい離もあり、自治体から様々な提案がなされているのではないか。

(厚生労働省) 研修科目設定の際に、自治体の子ども・子育て担当部門の担当者に参画していただいている。さらに、ガイドラインの策定の際にも、自治体や関係団体と調整をしていると承知。放課後児童クラブの多くは、自治体が設置・経営主体となっているが、子どもと日々接する現場なので、現場や発達心理の専門家から、小学生の放課後の生活に関わるには、どのような知識が必要かという意見も把握しなければならない。ホームヘルパーの研修が90時間程度要する一方で、放課後児童支援員が24時間で十分なのかという意見もある。そのような意味では、16科目24時間の制度が未来永劫続くわけではない。放課後児童クラブの基準や研修科目の検討に際し、自治体関係者に参画していただいたのは事実だが、自治体関係者からの意見と合わせて、専門家の意見も把握しながら、どのようにクオリティを確保していくのかという観点で検討しており、平成32年度以降の第2次事業計画期間に向けて、進捗具合を確認し、経過措置期間後の扱いを検討する際に、放課後児童支援員の養成をどのように見直すのかということについて、議論・研究をしていくことになるのではないかと思う。

(大橋構成員) 制度設計に当たって、様々な知見を把握したとのことだが、実際の制度運用後に見えてくる問題もあるのではないか。また、人材不足のため、ある程度量を確保しながら、質を担保していくという複数の課題に配慮した運用になっていくのではないか。質と量の問題について、軟着陸できるよう運用していく柔軟性や自治体との対話が必要ということが、本提案の根本にあると感じており、工夫していただきたい。

(厚生労働省) 放課後児童支援員について、各都道府県から概算要求に向けて、様々な要望をいただいております。特に処遇改善を求める声が強いです。保育士も処遇の問題で人材が定着しにくいと言われているが、放課後児童支援員・補助員は、更に実勢として処遇が下回っており、処遇改善を行わないと人材が定着しない状況。

(高橋部会長) 具体論として、免除の余地があるのではないかと考えられる科目としては、例えば、資質向上研修で類似の内容を受講しているような場合では、「障害のある子どもの理解」や「放課後児童支援員の仕事内容」がある。免除の可否を検討していただきたい。また、放課後児童支援員自身が認定資格研修の講師要件を満たす科目もあり、例えば「放課後児童クラブに通う子どもの育成支援」、「子どもの遊びの理解と支援」、「放課後児童支援員の仕事内容」について、放課後児童支援員自身が講師になることができる科目の内容を、更に受講させるのはいかがなものかと考えられる。事務局を通じて検討していただきたい。そして、子育て支援員研修の中で既に類似の内容を受講している科目もあり、例えば「放課後児童健全育成事業の目的及び制度概要」や「放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護」については、多少重複の可能性があり、精査していただきたい。

また、政令指定都市が研修の実施主体になれない問題について、政令指定都市における研修の需要が都道府県の対応可能な予算を超過しており、現在可能となっている都道府県から政令指定都市への委託で対応しようとしても、結局、都道府県の財政負担が発生するため、委託では対応できない状況である。都道府県から政令指定都市に委託可能としても、問題が解消されないということが根本にあり、提案内容を含めて事務局と意見交換していただきたい。

(大橋構成員) 研修の実施主体については、都道府県が実施する研修のみでは不足しており、研修の受講の機会を増やすという趣旨でも進めるべきで、研修のクオリティさえ確保できれば問題はないのではないかと。委託を前提としなければ、政令指定都市が動けないというのが問題であり、政令指定都市が自主的に研修を実施した

いという動きは、むしろ歓迎すべきなので、御検討いただきたい。

(厚生労働省) 政令指定都市への委託も可能となるように補助金を拠出しており、都道府県と政令指定都市で調整していただき、委託後の費用について、政令指定都市も一部負担するという方法があってもよいのではないか。

(高橋部会長) 今後意見交換を更に進めてもらいたい。

<通番 12: 家庭的保育事業等における食事提供の搬入施設の緩和及び連携施設に関する経過措置の延長(内閣府、厚生労働省)>

(高橋部会長) 外部搬入の問題について、家庭的保育事業は、比較的小規模な事業児童が実施しており、自園調理を義務付けると、事業者にとって過大な負担という意見が多いが、どのように考えるか。

(厚生労働省) 家庭的保育の長所は、保育における家庭的な雰囲気であり、自園調理の過程を利用児童が見学できることを含めた食育を基本にしているところ。調理師や調理施設の問題は、承知しているが、食育等もセットで保育を行うことが基本であり、調理員の人件費も含めた公定価格を設定している。

(高橋部会長) ただ、保育の現状から考えると、保育量の需要を十分に満たすためには、自園調理の実施は、ハードルが高いのではないか。

(厚生労働省) 保育所や小規模保育事業所等も自園調理を原則としており、保育所では、調理の現場を利用児童が見学できるよう、ガラス張りにする等の工夫を行っている例もある。

保育所保育指針の改訂においても、食育は課題として挙げられており、食育も含めて保育内容を位置付けなければならないという流れになっている。

(高橋部会長) 保育事業全体に、食育の徹底というのが重点課題ということか。

(厚生労働省) 然り。

(高橋部会長) 外部搬入を理由に、食育が全くできないわけではなく、食材の部分確保等、様々な形で柔軟に食育の方法を考える余地はないか。

(厚生労働省) 外部で調理されたものを搬入するのが良いのか、自園で調理するのが良いのかという議論はあるが、やはり、一連の調理の過程を見せることは保育を構成する重要な要素である。

(高橋部会長) 部分加工のような余地はないのか。

(厚生労働省) 例えば、地元の食材を利用して調理する際に、自園調理ならば、調理者自らが、食事ができるまでの一連のストーリーを、利用者を目の前にして、伝えることが可能。外部搬入の場合、やりとりの濃密さが異なるので、外部搬入で上手くいくのか不安が残る。

(野村構成員) 食事に感謝することとは別の問題として、食事という営み自体が嫌いになってしまう子供もおり、食事の際に、どのようなことが可能かを教えること自体が、食育の重要な要素ではないか。食事を作るプロセスを見せることや、食事作りに参加させることというのも食育の一つの方法だが、何を中核にするかで、食育の考え方に差があるのではないか。

また、アレルギー対策について、現場の話を聞くと、外部搬入の方が、自園調理よりもかえってアレルギー食材の除去が徹底されるし、安全も確保されるのではないか。

食育やアレルギー対策等の安全確保ができるという条件の下での柔軟な運用は、特に家庭的保育であればこそできるのではないか。必ずしも保育所と横並びでなければいけないわけではないのではないか。

(厚生労働省) 特に家庭的保育事業等の対象年齢である0歳から2歳というのは、体調の急変もあるため、利用者の体調やアレルギー対策等に関して、自園調理によってきめ細かな対応を求められる。

(大橋構成員) 東京都などでは、絶対的な事業者数が足りていない中で、食事提供の問題が、事業参入を躊躇させる原因の一つになっている。アレルギー対策等の食の安全については、外部搬入の場合でも、丁寧な契約締結や、情報共有の徹底等が可能な事業者を市町村が見定めることで、現状より、むしろ食の安全の問題への対応が可能になり、参入障壁となっている食事提供の問題を克服できるのではないか。

(厚生労働省) 調理から食事まで一貫して責任を負うということが自園調理の原則である中、どのように安全を担保するのかという点は疑問。

(大橋構成員) 現行の基準について、何を担保するための条件なのかというところから見直せば、工夫の余地は残されているのではないか。

また、食育については、野村構成員の指摘にもあったように、食事を摂る過程を楽しむ等の工夫の余地があるのではないか。

- (厚生労働省) 衛生面はデリケートな問題で、アレルギーに関しては、食材そのものの問題だけでなく、調理器具の衛生面等についても注意を払わなければならない。その点を踏まえ、慎重に検討する必要がある。
- (大橋構成員) 専門家の御意見も伺いながら、条件を整備し、自園調理における食事提供と同等のレベルを担保することで課題をクリアできるのではないかと。
- (厚生労働省) 衛生面や、食育を含めた保育の在り方について、検討する必要がある。
- (高橋部会長) 例えば、1か月のうちに何回食育の場を設けるなど様々な方法があるので、御検討いただけないか。
- (厚生労働省) 自園調理が原則であることを御理解いただきたい。
- (高橋部会長) どのような条件なら対応可能か御検討いただきたい。
- 連携施設の問題については、連携施設の確保自体が大変な状況があるようだが、現状認識や改善策等をどのようにお考えか。
- (厚生労働省) 3歳未満の受け皿として、地域型保育給付を創設したが、3歳以上でも待機児童が発生している自治体があり、受け皿の整備を更に加速する必要があると考えている。
- 認可保育所及びその分園や幼稚園における預かり保育の受け皿の整備には様々な方法があるが、それぞれについて、予算の上乗せ等も図りながら加速させてきているところであり、その効果が発現している途上という認識である。
- ただ、供給を上回って需要が増えている状況なので、供給量を更に増やしていくことが重要である。連携施設の確保を図れるよう、整備状況も踏まえた市町村における調整をお願いしていきたい。
- (厚生労働省) 原理原則からは、連携施設の確保が大前提。0歳児から2歳児が待機児童の8割を占め、そのうち1歳から2歳の待機児童数が7割を占めている。4歳児、5歳児というのは幼稚園もあるが、2歳児と3歳児の間に、幼稚園も含めた受け皿がなく、3歳の壁と言われており、間をつなぐためには連携施設の確保が欠かせない。
- 切れ目のない保育が基本であり、認可保育所を連携施設に設定したり、幼稚園の一時預かりを増やしたりといった施策を市町村が中心となって行っており、支援メニューを設けているところ。
- 現状として、連携施設の確保が困難なケースを想定し、平成31年度末までは連携施設の設定を求めているが、「当分の間」として延長することについては、平成31年の段階での受け皿の状況等を踏まえて検討する必要がある。
- (高橋部会長) 「3歳の壁」を様々な形で克服することを検討し、保育内容の補完や、代替保育に限って連携施設を設定するという余地はないか。
- (厚生労働省) 連携施設については、分園を含む認可保育所や、企業の拠出金を財源とする企業主導型保育事業のほか、公立幼稚園などの利用年齢を3歳未満まで引き下げるなどの方法がある。また、幼稚園を認定こども園へ移行することで、0歳児までの受け皿が生まれる。
- 子ども・子育て支援新制度が創設されたタイミングでは、最初の5年間は、連携施設を確保しなくてもよいという経過措置が設けられたが、整備が進む中、今後については、平成31年度末の状況等も踏まえて、検討する必要がある。
- (高橋部会長) 連携施設の要件を見直す余地があるということか。
- (厚生労働省) 直ちに「当分の間」にするということは困難である。平成27年から28年にかけて、相当整備は進んでおり、新制度創設前後の3年間を比較すると、整備量に2.5倍の差がある。国の予算も、量と質両方の充実を目指して確保しており、今後の方針は、整備の進捗状況等も踏まえて検討する必要がある。
- (高橋部会長) 事業者にとっては、参入までに必要な時間等を考えると、5年間というのは短いのではないかと。
- (野村構成員) 地域によって運用は異なるのかもしれないが、私が関わっている複数の地域の子ども・子育て会議で把握している状況では、保育所の整備が進んでいないが、人口の自然減を見越して、新たな保育所は整備しないとの方針の市町村もある。そのため、対症療法として、小規模保育事業や家庭的保育事業を活用している例もある。
- その場合、市町村が連携施設の確保も含めて責任を負うというのが重要。経過措置が5年間しかないために足踏みしている事業者が仮にいれば、経過措置の期間を「当分の間」とするかどうかはともかく、連携施設を設けなければいけないという仕組みを事業者に負わせるのかどうか考える必要があるのではないかと。
- (高橋部会長) 「3歳の壁」には市町村が対応するというを前提にして、3歳児以上の受け入れという3号

要件のみ当分外すなどの対応も可能ではないか。

(厚生労働省) 小規模保育事業等は、基本的に0歳から2歳を預かることとされているが、3歳以上も、ニーズがある場合は、自治体の判断により可能。厚生労働省としても、待機児童対策として、最低基準を遵守した上で、小規模保育事業において、22名までの受入れを可能としたところである。

また、市町村は、平成29年に子ども・子育て支援事業計画の中間見直し作業を行うことになっており、国もその参酌基準を示すこととなっている。保育の必要量が、どの時点でピークアウトするのかという点についても、その中で示すことになるが、女性の就業率が上昇している現状で、ピークアウトするのか否かということ自体も課題である。

少子化や人口減少によって、自治体や事業者としては、事業参加が抑制的になっているとの状況も承知しているが、マクロで考えると、都市部でピークアウトすることは、考えにくいのではないか。

(高橋部会長) 連携施設の要件のうち、3歳児以上の受入れについては、様々な形で緩和の余地がないかどうか御検討いただきたい。

<通番13：病児保育事業に係る要件の緩和（内閣府、厚生労働省）>

(高橋部会長) 体調不良児対応型の実施要件は、看護師等を常時1名以上配置とのことだが、事業実施要綱上は保育士は必置ではないということか。

(厚生労働省) 然り。この場合の体調不良児は、あくまで保育中に体調が悪くなり、保護者が迎えに来るまでの間、一時的に看護師等が対応するものであり、実施場所についても保育所内のスペースを想定しているため、保育士が勤務する環境での事業であるので、病児対応型・病後児対応型とは状況が異なる。

(高橋部会長) 承知した。提案は、病児対応型・病後児対応型について、全国一律ではなく、利用者数が少なく、かつ看護師や保育士の担い手も確保できない地域について、限定的に要件緩和を求めるもの。全国的にバランス良く事業を推進するために、何らかの形で地域限定的に要件緩和できないのかという観点について御意見を頂戴したい。

(厚生労働省) 待機児童対策と保育の質の確保というのは裏腹な関係であり、保育士の人材確保が困難になっていることは認識している。

ただし、病児保育における看護師と保育士の役割は明らかに異なるものであり、看護師には、病気や衛生面を重点的に担っていただく一方で、看護師ではなく保育士でないと対応できない部分もある。それらの機能が相まって病児保育を行っているという側面もあるため、看護師で保育も代替できないかという意見に対しては、それぞれの資格の専門性という点を踏まえると、最低基準を満たしていないのではないかと。両方の資格とも人材確保が困難という点は承知しており、潜在対策や離職防止対策を通じて手厚い予算も講じているが、病児保育の質を落とすことにつながる今回の提案は認められない。

(野村構成員) 基準を確保できないと病児保育はできないということになると、病児保育を行うのか行わないのかという選択になってしまう。条件をどのように設定するのかという議論は残るが、やはり、行わないより行う方が望ましいのではないかと。

(厚生労働省) 看護師のみが従事する事業では、保育とはいえないのではないかと。

(大橋構成員) 理想的には、現在の要件が望ましいという点は承知している。一方で、人手不足及び固定的な人件費負担の点で、病児保育の実施を躊躇しているのが現状。今回の提案は、子供が病気にかかった際に、両親が仕事を休めない状況で、看護師は保育の専門性が無い、保育士は看護の専門性が無い、だから両方必要というのではなく、その折衷案の提案である。例えば、看護師に子育て支援研修を受講させたり、保育の実務経験を一定積ませることで、保育士の資格は有してなくても、保育士と同等の業務を担えるとみなす余地はないのか。

また、ファミリー・サポート・センターの会員の専門性が乏しいとしても、看護師と同様に研修受講や、一定の実務経験を有することを要件とするなど緩和した場合であっても、さらに、通常の利用者10人に対して看護師等1人、利用者3人に対して保育士1人という要件を見直して、利用者1人に対して1人を配置することで、見守りの観点においては手厚くなるのではないかと。また、近隣に診療所等を有することを要件とすれば、診療所等との連携が容易になるというメリットもある。病児保育に必要な専門性を全て資格で補おうとすると、両方の資格を有する人を雇用する必要が生じ、人数や人件費において折り合えない部分が発生するため、そのような工夫で補完する余地は無いのか。

また、一律での緩和となると実現が困難になるが、提案のような問題が生じているのは、非常に規模が小さい自治体や、縁辺部で専門職が不足している地域である。そのような地域条件を一定加味した上で、例外要件として認めるといった検討の余地はないのか。そのような検討がないまま、病児保育そのものが実施できず、不幸な子供が残される方が最悪ではないのか。

(厚生労働省) 保育士は養成施設の卒業又は保育士試験の合格が要件となっており、保育や教育の専門知識・技術を修得しており、病児保育においてはそうした知識・技術が必要である。このため、人材不足のみで要件を緩和すべきというのは、保育の内容、質をどのように担保するのかという点と密接に関係し、直ちに受け入れられるものではない。

また、ファミリー・サポート・センター会員は、概ね 30 時間程度の研修の履修で業務に従事することが可能であるため、同様に即答しかねる。

(大橋構成員) 手放しで要件緩和を行うのは、質の確保の観点で心配があるのであれば、期間の限定や経過措置の設定など、要件を細かく設定し、特に困った状況に限定して例外的な措置を設けられないか。保育士の資格を有する職員が確保できればベストだが、それが確保できない状況での提案のため、柔軟に例外的な措置を設けられないか検討いただきたい。

(厚生労働省) 病児とはいえ、走り回ったりすることもあるほか、感染症にかかっている場合には隔離し、その他の利用者と部屋を別々にするような必要もあり、慎重に検討する必要がある。

(高橋部会長) 具体的に可能かどうか、検討するということか。

(厚生労働省) 慎重に検討せざるを得ない。

(高橋部会長) 保護者も、子供の看病に携わりたいのは事実であるから、どうしても仕事を休めない際に病児保育に預けるということになる。保育士が従事していない場合、保育と呼べるか疑問という点は理解できるが、そのような場合でも、ハード面を十分に整備し、安全面や感染症対策などがきちんと対応できるような前提であれば、病児保育における短い期間の看護という形で検討する余地は無いのか。

(厚生労働省) 今回の提案を踏まえて、病児保育に従事している事業者や園長の意見を把握しているが、保育士では担えない部分を看護師に頼る一方、例えば離乳食の与え方にしても、看護師ではできないような保育固有のノウハウが必要となる。よって、直ちに病児保育が看護師のみ可能とすることは困難と考えている。

(高橋部会長) 前提として、看護師単独で従事する場合に、どのような素質、素養が必要なのかということも含めて、幅広く検討いただきたい。

(厚生労働省) その場合、資格要件の議論となる。

(高橋部会長) その趣旨如何。

(厚生労働省) 資格要件の議論は、保育士及び看護師そのものの業務の内容に直結する話であるところ、看護師が、どの程度保育士と同等の専門性を有し、サービスを提供できるのかという点は、検討の余地があるとしても、そもそも看護師と保育士の資格は、養成カリキュラムも全く異なるため、非常にハードルが高い。

あくまで保育の一環として行っているという現状を踏まえると、保育士が担うことが前提で、保育士でなくても差し支えないとなると、制度全体に波及しかねない。

(高橋部会長) 類似というのはどのようなことか。波及し得る制度について御教示いただきたい。

(厚生労働省) あらゆる保育サービスに及ぶ。病児保育の場合は、特に看護師が従事しているという特徴に鑑みて、部分的な緩和をご提案いただいているのだと思うが、要件緩和はあり得るのかもしれないが、直ちに解決策が見出せる問題ではない。

(高橋部会長) 今回の提案は初めてであり、頭の体操として、検討する余地があるのではないのか。

(野村構成員) あらゆる保育の場面に影響を及ぼすか否かというのは考え次第と考えるが、基本的には病児保育は看護と保育の共管事項ではないか。それがグラデーションで繋がっており、重ければ看護に近付き、軽ければ保育に近付いていく。病児である以上、保育の中で看護も必要という制度ではないか。その場合、病児保育を行いたいが、できないという問題の方が大きいので、看護と保育に跨る問題として考えればよいのではないのか。あらゆる保育の問題と考えると話が大きくなり過ぎるが、柔軟に対応可能ではないか。

(厚生労働省) 看護師と保育士の専門職のグラデーションとのことだが、看護師は医療又は公衆衛生に重きを置いた専門職で、保育士は乳幼児の教育に重きを置いた専門職なので、その重なりがあるのではないかとの観点で、例えば看護師でも単独で病児保育に従事するための研修を受講させるのかという点については、シンクロしているところは非常に少ないと考えており、ハードルは高い。思考停止するわけではないが、実現の可能

- 性は乏しいと思っていただきたい。
- (高橋部会長) 御指摘の離乳食の与え方について、看護師は対応できないと言えるのか。
- (厚生労働省) 離乳食を与える際の咀嚼のさせ方などについては、専門知識・技術が必要。
- (高橋部会長) その方法は、看護師は訓練したことが無いのか。
- (野村構成員) 入院している乳幼児の場合はどうなるのか。
- (厚生労働省) 入院しているケースについては、医療での対応となる。
- (野村構成員) そのように、乳幼児医療の中で全く食が関係ないわけではないのではないのか。
- (厚生労働省) 御指摘のとおり。
- (野村構成員) 医療と保育には、重複している部分があるので、一定の保育の研修を受講させるなどの要件がクリアされれば、乗り越えやすいのではないのか。
- (高橋部会長) 例えば、離乳食の与え方の訓練については、乳幼児病棟に配属されている看護師は行っているのではないのか。
- (厚生労働省) 医者でも同様に、小児科医は、専門医として指定されているため、乳幼児医療と、病児保育については、近い部分はあるかもしれない。ただ、保育・教育の内容と、医療の内容がどこまで重なるのかと考えると、シンクロしている部分もあるが、非常に少ないのではないのか。
- (高橋部会長) 病児保育という制度を全面否定するつもりはなく、限定的な地域において要件緩和ができないかと提案している。その観点からすると、やはり乳幼児病棟の経験が1年以上あるような看護師であれば、2日間程度の病児保育に従事することは可能ではないのか。
- (厚生労働省) 吟味しないと即答できない。御意見の趣旨は分かるが、どれぐらいそれが通用するのかというところが肝になってくるのではないのか。
- (大橋構成員) 看護師としての資格と勤務経験を加味した上で、資格の保有で充足できると考えられる要件は免除、資格のみでは補えない要件は後から補うという形で、制度設計ができないか。
- (厚生労働省) 趣旨は理解。ただ、保育士と看護師との共通点と相違を踏まえ、乳幼児医療の考え方なども含め、どのように保育士の補完が可能なのかを慎重に検討する必要がある。
- 病児保育のニーズが高いという現状は理解しており、速やかに対応する必要があるという意味では、皆様方と認識は共通している。
- (野村構成員) 医療法において、看護師の仕事が医師の補助となっており、その部分から限定される部分もあり得るが、地域で多数従事している保健師の活用も視野に入れられないか。
- (厚生労働省) 医療的ケアの保育、障害児の保育など、保育の分野は多様化しているので、そのような状況も踏まえて検討していく必要がある。
- 保健師は、地方公共団体の職員になっており、看護師の資格も併せて保有しているが、その活用については慎重な検討が必要。いずれにしても、保育の分野が多様化しているのは現実であり、新制度施行や法改正によって、多様な子供への保育が重要になってきており、質を担保しながらどのようにニーズに応えていくのか考えていく必要がある。
- (高橋部会長) 専ら看護師の話に終始したが、ファミリー・サポート・センターの提案についても、看護師は1人従事した上で、ファミリー・サポート・センター会員を利用者1人に対して1人配置することで補完するという提案なので、御検討いただきたい。
- (厚生労働省) 基本的な考え方は、先程来申し上げているとおりであり、1対1でも、研修の受講のみで対応可とするのは困難。
- (高橋部会長) 看護師の従事も前提だが、それでも困難か。
- (厚生労働省) 看護師を従事させた上で、プラスアルファの保育をどのようにするのは、先程来の内容と共通するので、その中で検討したい。
- (高橋部会長) 共通する部分も含めて検討いただきたい。
- (厚生労働省) ファミリー・サポート・センター会員の資格と保育士の資格は要件が全く異なる。ファミリー・サポート・センター会員は、そもそも保育ではなく、預かりを行っており、保育士と専門性は大きく異なると考えている。
- (高橋部会長) 看護師1人プラス1人という点について検討いただきたい。
- (厚生労働省) どのように保育の質を担保していくのかというところがポイントになる。

(高橋部会長) どのような方向で検討していただくかも含めて、2次ヒアリングに向けて事務局と調整していただきたい。

<通番 14: 一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先の市町村への変更並びに立入検査事務の市町村への移譲(内閣府、厚生労働省)>

(高橋部会長) 事務処理特例でも可能としながら、場合によっては市町村に移譲可能ということは、事務処理特例で問題があったのか。

(厚生労働省) 市町村の実施事業なので、市町村の体制が整っていれば移譲は、やぶさかではない。ただ、当然、市町村によっては体制が整備できていないところもあるので、その場合は、各自治体の判断に任せるという趣旨。

一律での移譲については、市町村の体制整備に関する都道府県と市町村の間の調整が必要になるのではないかと。市町村が事業を実施しているため、市町村の監視の体制等が整っているのであれば、移譲については問題ないであろうし、逆に、市町村の体制が整っていなければ、都道府県がこれまでどおり実施しても問題ないと考えている。

(高橋部会長) 例えば都道府県の意見を把握した上で、移譲の可否を検討するということか。

(厚生労働省) 都道府県よりは、市町村の体制の問題が大きいのではないかと。

(高橋部会長) 都道府県が市町村の体制を不安視し、移譲には問題があると考えているということか。

(厚生労働省) 立入検査権限の移譲により、人員が不要になるので、移譲を希望する都道府県も存在するのではないかと。厚生労働省としては、市町村の体制が十分かどうかを憂慮している。

(高橋部会長) 事務局と相談の上、市町村に移譲の可否等を把握することを検討できるか。

(厚生労働省) 問題ない。

(高橋部会長) では、事務局と相談の上、市町村に意見照会し、その結果を踏まえて、改めて議論したい。

ちなみに、専門性というのは、どのような内容を指すか。

(厚生労働省) 従来、一時預かりと病児保育については都道府県等が実施していたが、子ども・子育て支援新制度により、実施主体が市町村に移ったものであり、その名残で立入検査が都道府県に残っている事務という意味。そのノウハウが確実に市町村に引き継がれ、市町村の体制が整っているのであれば、移譲に係る支障はないと認識。

(高橋部会長) 承知した。受け手の市町村の実施体制だけの問題ということか。

(厚生労働省) 然り。

(大橋構成員) 今回の提案は、権限を有している都道府県側から出されている点は、都道府県が現場から距離があり、監督が困難という問題意識に基づいていることが予想される。

特に、対象となっている事業の実施主体が市町村であり、市町村が要綱に基づいて指導する一方で、法令上は、都道府県に監督権限がある。このため、事業者側から見た場合、法令に基づく立入検査を行う都道府県と事業実施に伴う指導を行う市町村という二重監督のような仕組みになっている点も重要なのではないかと。また、権限を持っている都道府県から移譲を希望する提案がなされているのだとすると、市町村への意見照会に併せて、都道府県の意向も踏まえて、見直されるべきであり、見直しは、個別の都道府県と市町村との調整による委託ではなく、要綱上の実施主体の権限移譲に伴い、児童福祉法上の権限移譲を併せて行うこともあり得る。

1次回答で示された都道府県の広域性、専門性の観点という説明は抽象的であり、そのような具体的観点から権限移譲を積極的に検討いただけないか。

(厚生労働省) 自治体への意見照会を踏まえて、判断したい。

(高橋部会長) 事務局と照会方法を相談の上、その結果を踏まえて議論させていただきたい。

<通番 15: 延長保育又は一時預かりと放課後児童クラブを併設運営する場合の職員配置基準等の緩和(内閣府、厚生労働省)>

(高橋部会長) この提案は、一律に基準緩和を求めるものではなく、利用者が非常に少ない時間帯に限り兼務を認められないかというものである。例えば、朝夕の時間帯で延長保育と放課後児童クラブに、それぞれ利用者が1人ずつしかいない場合について、機械的に両制度の最低基準を満たさなければならないのかという趣旨だが、その点についてはどのように考えるのか。

(厚生労働省) 一定時間交流することの意義を否定するものではないが、人数が少なく限られた時間であるとしても、0歳児と小学校6年生が同じスペースで混在するような場合に職員が少なく済むのかという問題があ

り、難しいのではないかと。

(高橋部会長) 0歳児1人と小学校6年生1人の場合でも難しいのか。

(厚生労働省) 延長保育は保育所等で提供される保育の延長であり、年齢に応じて、年齢別あるいは異年齢混合で実施しており、活発に活動する小学生を対象とする放課後児童クラブの利用者と混在することで、様々な問題が想定される。また、提案で想定されているようなケースが、どの程度あるのかも明らかではない。

(高橋部会長) 延長保育の利用者は、0歳児のみならず、他の年齢でも想定されるが、その場合でも対応は困難か。

(厚生労働省) 延長保育においては、年齢に応じた衛生面や安全面の配慮が必要な一方で、放課後児童クラブを利用する小学生は、活動範囲が広がるため、一定程度の人員や面積を確保する必要があるなど、一体で実施するには課題が山積している。

(高橋部会長) 利用者が少ない場合に、基準どおりの人員を配置する必要があるのかという疑問が提案の発端なので、どのようなパターンならば検討の余地があるのか。

(厚生労働省) 放課後児童クラブの対象となる小学生の授業終了は、低学年ならば13時頃の一方で、延長保育は、11時間保育終了後の夕方以降になるなど、事業の開始時間が異なっており、放課後児童クラブと延長保育を一体的に実施する場合としない場合を、どのように区分できるのか検討する必要がある。また、安全面や行動範囲について別々の事業である延長保育と放課後児童クラブの間で、どのように線引きしていくのかという問題もある。

(高橋部会長) 保育士については、平成31年度末まで放課後児童支援員認定資格研修を修了したものとみなす経過措置を踏まえて、延長保育に従事する保育士を放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として読み替えることはできないか。

(厚生労働省) 御指摘の経過措置で、保育士が放課後児童支援員として勤務する資質を担保したとしても、両事業で2人の職員を配置するのみでは、配置基準を満たすとは言えない。

(高橋部会長) 例えば、利用者対職員が、1対1又は2対1となるような場合でも保育士と放課後児童支援員の兼務は困難と言えるのか。

(野村構成員) 延長保育と放課後児童クラブが併設され、利用人数が非常に少ない場合に、保育士及び放課後児童支援員を1人ずつ、あるいは経過措置期間については、保育士2人で対応したいという提案で、規制がある故に柔軟な対応ができないという趣旨であり、無理難題ではないと考えるが如何。

(厚生労働省) 延長保育及び放課後児童クラブには、個別の配置基準があり、それに応じて公費が拠出されているため、どこまで兼務できるのかという問題がある。

(高橋部会長) 財源の問題は調整可能ではないか。

(厚生労働省) 仮に合同開催する場合、どのような状況を想定しているのか。

(高橋部会長) 同じ時間帯に同じ場所で、延長保育と放課後児童クラブを一緒に実施するとの趣旨。

(野村構成員) 職員が利用者に対し、1対1、2対2で対応するなど、様々なバリエーションが考えられるが、いずれにしても、職員は2人で十分ではないか。

(厚生労働省) 趣旨は承知しているが、乳児については、安全面、衛生面の問題がある。

(高橋部会長) 提案団体のニーズは、厚生労働省に伝わっているのか。

(さく戸参事官) 提案団体作成の資料を送付済。

(伊藤構成員) 例えば延長保育と放課後児童クラブの利用者が1人ずつの場合でも職員を計4人配置することが過剰というのが、提案団体が主張する支障事例である。また、提案が実現した場合、兄弟を一緒に預ける際に、同一の場所で両者一体的に対応できるというメリットもある。

(大橋構成員) 現場では、それぞれの事業に職員を2人ずつ配置することが、対象人員に対して過剰なサービスとなっているという印象をもった。また、提案団体は、保育士不足の状況下で、延長保育や放課後児童クラブを実施している夕方の時間帯は、家庭を持つ保育士自身が、働きやすく、特に人材が不足していることから、できる限り合理的な配置により、当該保育士に適正な労働環境を確保したいという問題意識を有している。

(高橋部会長) 提案内容を精査していただき、御対応いただける余地もあると思うので、次回までに方針を固めていただきたい。

(勢一構成員) 両事業は、異なる制度だが、現場では両方の事業を同じ地域で運営しているため、このような視点が生まれているのではないかと。これまで、国では意識していなかった点と考えるが、地域のニーズに基づく

提案について、検討していただきたい。

(厚生労働省) 小規模多機能的のような性質をもつ施設は、増加しており、異なる制度について同一の施設内で複合的にサービスを提供するという方向性を否定するものではない。

(高橋部会長) そのような点からも検討していただきたい。

<通番 24：生活保護費における返還金取扱事務に係る規制緩和（厚生労働省）>

(高橋部会長) 口座振替については、振替のタイミングで全額引き出されてしまい、引き落とせなくなる場合があると聞いており、口座振替を行うことだけで今回の要望が満たされるわけではないという理解でよろしいか。

(厚生労働省) 口座振替についてはタイムラグの問題などがあることは承知しており、口座振替だけで今回の全ての提案が満たされるとは思っていない。

(高橋部会長) あくまでも当該被保護者の同意を前提として、返還金を引き落とすという提案なので、生存権との関係及び生活保護法第 78 条とのバランスについては、必ずしも失する提案ではないのではないかと。

(厚生労働省) 本人の申し出があっても、実際の窓口で「申し出てください」と言われるような場合もあることから、慎重に考えなければならない。だからこそ、前回の生活保護法改正の中ではあくまでも不正受給の場合に限って本人の申し出要件をつけて相殺をしているところであり、申し出があれば問題ないということには必ずしもならないと考えている。

(高橋部会長) 申し出の実質をどのように担保するのかということについては、申し出の撤回の制度を設けるとともに、事務処理要領で、申し出をするときには任意のものであるということをしつかりと書いて、それを前提にした上で申し出てもらおうという制度にすれば、申し出の任意性というのは確保できるのではないかと。

(厚生労働省) 生活保護は、受給者が福祉事務所によって生活保護の支給を受けるという関係性にあり、そういう意味では片方が生活の扶助を決定する権限を持っている。一方で、生活保護受給者はそれによって生活が成り立つという関係性にあり、申し出というのが形式上公平なものであっても、実質的に公平性が担保できるのかということについては十分考慮しなければならない。

(高橋部会長) さきほど申し上げたものでは任意性の担保としては不十分ということか。

(厚生労働省) 保護の実施機関と被保護者は必ずしも同じ力関係にあるわけではなく、生活保護によって最低限度の生活を維持しているということを踏まえると、本人の瑕疵がないものについてまで、申し出があるから問題ないとすぐ断言できるものではない。

(高橋部会長) 本提案について検討する余地はないのか。

(厚生労働省) 私どもとしても現場の苦労は認識しているので、法律上どこまでが可能かということは検討しなければならないと考えている。

(高橋部会長) 検討は今年度していただけるという理解でよろしいか。

(厚生労働省) 昨年度も説明したが、平成 30 年通常国会に必要なあれば法案を提出することも含めて、生活保護制度全般の見直しを検討することにしており、見直しの過程で、地方公共団体とも協議し、制度面の均衡についても先ほど申し上げた点も考慮しながら検討していく。

(高橋部会長) 平成 30 年度の改正に向けて、どのように検討を進めていくのか。

(厚生労働省) 生活保護制度については、平成 29 年の生活扶助基準の検証に合わせて、制度全般の見直しを行うことにしており、昨年末の「経済・財政再生計画改革工程表」の中で、必要があれば平成 30 年通常国会の法案提出も含めて検討することとしている。今回の提案を実現することになれば、制度改正、法律改正が当然必要であり、やる、やらないは今申し上げられないが、それに向けての一つの検討課題だと認識している。

(高橋部会長) 平成 30 年通常国会で法律改正を行う場合には、平成 29 年度の半ばには一定の方向性が出ると考えてよいか。具体的なスケジュールはどうなっているのか。

(厚生労働省) 具体的なスケジュールはまだ確定していないが、これから行うべきこととして、地方団体の協議、審議会の 2 つのプロセスと内閣法制局の審査がある。地方団体の協議については、まだスケジュールは決定していないが、遠くない時期に開始し、議論していかなければならないと考えている。

(高橋部会長) 検討のスケジュールの中に今回の提案を載せていただくこともあり得るということか。

(厚生労働省) 「経済・財政再生計画改革工程表」に平成 30 年度の見直しも視野に生活保護法について検討するということが明確に書かれているので、生活保護法の見直しについては、審議会の場で検討する。これは確実に検討することにしており、その検討過程の中で、この課題も含めて検討しようということの心づもりは

あるということ。

(高橋部会長) 審議会はいつ設置されるのか。

(厚生労働省) 審議会は今年度末から議論を始め、平成29年末までに、法律改正を行うか否かを含めて、今回の提案に限らず決める予定。

(高橋部会長) 生活保護法第63条の返還金は、同第78条の徴収金と異なり、加算金がなく、場合によっては分割して返済することもできる制度であり、被保護者にとっては負担が少ない形で制度設計できると考えており、今回の提案を実現する方向で検討していただきたい。

(厚生労働省) 被保護者にとっては、今回の提案は、保護費から返還金が天引きされる形になるため、最低生活の水準の給付の中から天引きされるということが、被保護者の不正受給でもないものについてもできるとすることは、被保護者の生存権との関係も含めて、慎重に議論する必要があると考えている。

(伊藤構成員) 提案団体の広島市などでは、代理納付又は委任払いの方法を実施していたが、厚生労働省の事務監査や被保護者からの審査請求で不適切との指摘や、違法との審査結果が出て、この仕組みはできなくなり、結果的に返還金の返還率が著しく低下したことが今回の提案に至っている。代理納付や委任払いは天引きに当たると厚生労働者は考えていると理解してよいか。

(厚生労働省) 広島市の審査請求については、委任払いは法律の許容するものではないという判断をし、広島県から広島市に指導し、その結果、委任払いは廃止されたという経緯は承知している。

(大橋構成員) この提案について、大事なのは生活保護法第63条という規定が存在することである。同条では費用返還義務を受給者が負うということが法律の大前提で、その執行をどう考えるかという問題は当然あるわけで、そのための手だてというのは当然考えておかなければならないものであり、そこを主務官庁としてしっかり制度設計なり方針を出してくださいという提案だと思うので、そこは考えていただきたい。

(厚生労働省) おっしゃっているのは恐らく法益の債権を保全するものと、本人の受給権との関係をどう考えるかということではないか。生活保護法第63条は、窮迫の場合に保護をして、その後に資産があればそこから返してくださいという義務の規定である。ところが、実態としては一番多いのは年金の遡及受給という形で、後から資産が出てきた場合にそれを使ってしまったということで、自治体も苦労されているということなので、資産がでてきた時点であれば、おっしゃるとおり、ストレートに費用返還義務というところから出発していいのかもしれないが、そういう場合だけには限らない。

ただ、事務処理誤りのようなものと、年金の遡及受給のように、後から何らかの給付が支払われ、結果的に過払いになったものとは分けて議論する必要があると考えている。

<通番 37：土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止等（国土交通省）>

(高橋部会長) 中間取りまとめの第4回はいつか。

(国土交通省) 現在日程調整中であり、場合によっては10月上旬になるかもしれないが、なるべく9月中にはやりたい。

(高橋部会長) 国土交通省として、中間取りまとめの案を出されると思うが、具体的にはどういう方向で検討しているのか。

(国土交通省) 検討会の取りまとめは検討会の委員の先生方の意思と考えているので、あくまで委員長、長岡技術大学の中出先生の原案という形でとりまとめをつくっていただき、委員長主導のもとで各検討会の委員会に諮ってと考えている。

(高橋部会長) 閣議決定では平成28年度中に廃止を含めた適切なやり方について検討し、結論を得るとなっているので、現状からは動かす方向で検討することが基本である。都道府県へのアンケート結果も引き続き協議というのが26%にとどまっており、何らかの形で動かしてほしいというのが圧倒的多数だと思うが、どのように今、心づもりを持っているのか。

(国土交通省) 廃止も含めということではあるが、結論ありきではなく、意見も非常に多様に出ているので、アンケート調査も踏まえて検討会のほうで取りまとめをしていただく。検討会の取りまとめ、こちらでの意見等、また法制的な検討も踏まえ、今年度中に結論を出したい。

(高橋部会長) 私どもとしては、基本的に廃止の方向を含めて検討いただくということ、かつ、協議というのは国の関与としては強すぎるので、何らかの形で緩和する方向で検討願いたいということをお願いしている。それがまさに固定化されてまた出てくるということであると、我々としても遺憾であるので、ぜひ縮減の方向で

御検討いただきたい。

検討会の中での資料を見て、総合調整が果たされた例として紹介があるが、個別の計画の段階で必要な意見聴取の機会というのは、関係各機関に与えられているのではないか。

(国土交通省) これらはいずれも今回の土地利用基本計画協議の中で出てきたものと認識しており、それまではそういう協議の場がなかったと認識している。

(高橋部会長) 個別計画の段階で国のほうから意見を出す機会は一切なかったのか。

(国土交通省) 個別計画というのは例えば都市計画法上ということか。

(高橋部会長) そうだ。

(国土交通省) 都市計画法上はそういう手続の仕組みがない。

(高橋部会長) 関係機関への意見聴取の聞き取りはないか。

(国土交通省) はい。

(高橋部会長) 計画策定に対してか。

(国土交通省) この場合は、国土交通大臣へ協議することになっているかと思う。

(高橋部会長) 実際に協議があったわけではなく、土地利用の段階で出てきたという理解でよろしいか。

(国土交通省) この場合は、関係省庁への意見聴取・協議の仕組みはない。

(高橋部会長) 個別法での意見聴取には意見が出てこなかったが、土地利用基本計画でマスタープランとして出てきたときに初めて意見が出てきて、調整がかかったという理解でよろしいか。

(国土交通省) この場合は、個別法で意見聴取の仕組みはない。例えば、自衛隊施設の場合は、都市計画法上で都市計画区域の変更をする際は、防衛省への意見聴取という制度はなく、土地利用基本計画の協議で初めて防衛省には協議をする。

(高橋部会長) 関係行政機関に意見聴取という規定はないか。

(国土交通省) 都市計画法においては、都道府県が都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町村及び都道府県計画審議会の意見を聞くとともに、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならないという規定がある。

(高橋部会長) 国土交通大臣はその段階で、いわゆる窓口機能を果たしていないか。

(国土交通省) 都市計画法はあくまでも都市計画法の目的に沿った形での協議ということになるので、法律上、国土交通大臣のみ協議が義務づけられている。

(高橋部会長) そこでは、国土交通大臣から防衛省等に意見照会がないということか。

(国土交通省) 制度上はない。

(高橋部会長) それは環境のところも同じで、専ら国土交通大臣の協議だけで終わっているということか。

(国土交通省) 都市計画区域の指定についてはそのとおりである。

(高橋部会長) 基本的には具体的総合調整の必要性も我々は否定するものではないが、一律に事前協議というのは強すぎるのではないかと思うので、何らかの形で縮減していただきたい。意見聴取というのは、国に意見を出してもらうということか。

(国土交通省) 都道府県から国土交通大臣に意見を聴くということであると思う。

(高橋部会長) 例えば一定の事前届出を課した上で必要があると思えば国から協議するとか、制度設計上は一律の協議だけではなく、フレキシブルな調整のやり方があると思うので、縮減の仕方についてはいろいろな形で御検討いただけないか。

(国土交通省) まさに今、色々な可能性を含め、検討会において議論を進めているところである。

(野口構成員) 今のお話にあった検討会に参加された先生方に、平成27年の閣議決定があつて、こういう検討会になっていることは、趣旨としては伝わっているのか。

(国土交通省) それはもちろん伝えている。

(野口構成員) アンケートの結果や都道府県からの主な意見について、我々に見せていただいている資料が検討会で回覧された資料と同じものか。

(国土交通省) 結果はもちろん検討会で披露しているが、本日の資料にある表は、検討会の資料と全く同じもの、主な意見も、整理の仕方は違うが、同じものを出している。

(野口構成員) 内容も同じものが書いてあるということよろしいか。

(国土交通省) はい。

(野口構成員) 一般的に見ると、例えばアンケートの結果、事後報告でいいという数字が高い。引き続き協議という数字をどう評価するかは別として、それほど高くはないというこの数字を先生方が見て、協議は要らないのではないかとか、協議に変えて意見聴取とか事後報告で調整を図れるのではないかとといった議論が、3回目の会議でテーマになり、相応に議論されたのではないかと。

(国土交通省) 先ほど紹介したような多様な意見が出ているところ。このアンケート調査の結果も踏まえての意見と考えている。

(野口構成員) 国との調整協議についてという26ページの上の段のページにある中では、多様な議論がかなりまとめられているようだが、分権向きの御意見もあったということでもよろしいか。

(国土交通省) そのとおり。

(大橋構成員) この検討会の概要にあるように、確かに計画論の立場や土地利用法制という観点からすれば、ここに上がっているようないろいろな考え方はあるだろう。

報告書と自治体のアンケートの結果では、協議が引き続き必要というところが比較的少なく、事前の意見聴取や事後報告で足りるという意見が多くなっているという分析結果だと思う。

アンケート結果は、今回の提案の内容とほとんど重なるようなところがあり、ぜひアンケートの結果を掘り下げて分析いただきたい。下に個別法があって、個別法が縦割りで勝手気ままにある上に、この計画がかかっているということであれば、総合調整をしっかりとやらなければいけないということだろうと思うが、日本の場合には、きちんと事前に色々な計画を配慮した上で、それらとの調和を図った上で計画を策定するという形で、制定過程のところで相当協議をいろいろ行った上で、個別の計画を策定してきているなど、協議過程が相当丁寧に行われているがために、最後の総合調整のところをそれほど厚くやらなくても済んでいるという実態がある。

そうすると、法律の手續として部分ごとのシステムとしてデラックスなものが要するという仕組みについて、トータルとして、この2つの手續は本当に要するのかという手續機関調整のような話が出てきていて、今回のような提案につながっているという印象を持った。6ページのところの都道府県から出ている主な意見というのもよく理解できる場所もあるので、そういうところも参酌し、取りまとめをお願いしたい。

(国土交通省) 承知した。

(高橋部会長) 先ほどの審議会で出てきたものも、手續の中で救えなかったものを調整する必要があるというケースだと思う。抜け落ちたものを調整しなければいけないケースについては調整が必要だと思うが、総論として、何か事前にやらなければいけないというほどの必要性があるのかどうかは、検討していただきたい。

主な議論を紹介していただき、総合調整の必要性が全くないと否定しておらず、総合調整は要するという総論は非常に重要だという指摘はあるが、逆に現状でなければいけないという指摘は挙がっていない。必ず現状でなければいけないという主張はないように思うが、そこはまとめとしてはいかがか。

(国土交通省) まず、1点目について、どこまで個別協議のときに抜け落ちているのかという議論はあるのだろうと思うが、土地利用というのは一度土地利用が決まり、利用が開始されると、後戻りが難しいだろうと考えているので、仮に抜け落ちているものが少ないのではないかとということで、それではもう全部いいかということにはならない。

2点目だが、確かに第3回でいろいろ御意見をいただいたが、協議の必要性を挙手して決めようではないかというところまで至っていない。次回で取りまとめたいということは話しているので、今後、委員長とも十分相談しながら、委員長主導で、委員長の判断をもとに、各委員の合意も得つつ、調整をしていくことになろうかと思っている。

(高橋部会長) 一律に何か関与を外すということではなく、縮減の方向で考える余地があるので、ぜひ縮減が具体的に見える方向で検討いただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)